

学校いじめ防止等基本計画

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処）の対策を学校全体で組織的に実施するための「学校いじめ防止等基本計画」を定める。

（いじめの定義）

- 第1 「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

- 第2 学生は、いじめを行ってはならない。教職員は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するよう努める。

（基本的姿勢）

- 第3 いじめはどの学生にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われぬようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われぬようにすることも旨とする。
- 2 いじめ防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

（学校及び教職員の責務）

- 第4 学校及び教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係・者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 全ての教職員は、本基本計画並びに機構が定めるいじめ防止等対策ポリシー及びその下に策定されるいじめ防止等に関する指針の内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- 3 校長は、自らが学校がいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- 4 教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

(学校いじめ防止等基本計画)

- 第5 学校は、学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」）を学生及び学生の保護者へ周知するとともに、ホームページ等により公表する。
- 2 本基本計画には、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとする本校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載する。
- 3 学校は、P D C Aサイクルに基づき、本基本計画が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて基本計画の見直しを行う。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第6 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置く。
- 2 学校いじめ対策委員会は、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。
- 3 学校いじめ対策委員会は定期的開催され、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するものとする。
- 4 学校いじめ対策委員会は、本校のその他の常設組織である「企画会議」「教務委員会」「学生生活委員会」「寮務委員会」及び「総合支援センター」等と連携しいじめ防止等に対する対策を実施する。
- 5 学校は、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が学生から認識されるよう努める。
- 6 学校は、基本計画の内容、取組計画の進行状況や取組の成果等についてP D C Aサイクルに基づき検証を行う。
- 7 学校いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われないよう、保管方法について委員会で明確に定め、組織で適切に管理し保存する。

(いじめの未然防止のための取組)

- 第7 学校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教

育，法教育（いじめが刑事事件，少年の保護事件，民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。

2 学校は，学生の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，学生が自主的に行うものに対する支援，学生及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。

3 学校いじめ対策委員会は，年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下，「いじめ防止プログラム」という。）を策定する。

（いじめの早期発見のための取組）

第8 いじめの早期発見のための取組については学校いじめ対策委員会が実施主体となって計画的に行い、学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすこととする。

2 学生に対するアンケートによる定期的な調査等を計画的に行う。

3 学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

4 いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定する。

5 これらの取組については，全ての教職員と共有を図り，その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

（いじめ事案への組織的対応）

第9 教職員は，いじめを発見し又は相談を受けた場合には，いじめは組織的に対応することであるという認識のもと、速やかに，学校いじめ対策委員会に報告する。学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに，学校はその結果を機構に報告する。

2 学校は，特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて，教職員の理解に努める。

3 学校は，事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，学校いじめ対策委員会の複数の教職員により，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。必要であれば，いじめを受けた学生やその他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

4 学校は，いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに，いじめを行った学生の保護者に対しても，いじめの事案に係る情報を共有するための取り組みを行う。

5 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，

所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

(インターネット等によるいじめへの対応)

第10 学校は、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

2 学校は、いじめを受けた学生又はその保護者が、情報の削除又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

(いじめの解消)

第11 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において判断される。ただし、その場合にあっては、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

(重大事態への対応)

第12 学校はいじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を「重大事態」として対処する。

2 学校は、重大事態の疑いが生じた時点で適切な方法で調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、迅速に対応する。

3 重大事態と判断された場合、学校は、速やかに、重大事態に対処するための組織を設け、重大事態調査を実施する。この調査は、当該重大事態における事実関係を明確にすることで、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに、学校が行った措置の実施の状況を分析して同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする。重大事態調査を行う場合は、学校はあらかじめ機構の承認を得るものとする。

4 学校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

6 学校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、学校いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

(教職員の研修等)

第13 学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。

(PDCA サイクルの確保)

第14 学校は、学校いじめ防止等基本計画の実施により生じた成果について、PDCA サイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

2 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。